

松戸市健康診査共通受診券送付用封筒広告募集要領

1 掲載場所 松戸市健康診査共通受診券送付用封筒裏面

2 募集枠数 1枠

3 仕様

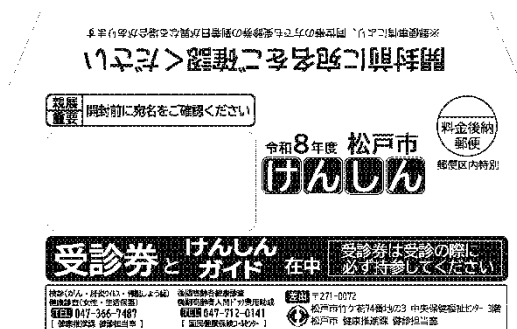
(1) 封筒サイズ (横)約233mm×(縦)約120mm

(2) 広告サイズ (横)約225mm×(縦)約80mm

(3) 封筒の色 水色

印刷色 色1刷り(黒)

【封筒前面】



【封筒裏面】



↑ 広告掲載予定欄

4 予定通数及び掲載料

予定通数	144,000通
掲載料(消費税込み)	144,000円以上

- (1) 予定通数は、松戸市健康診査共通受診券通知対象者数(松戸市国民健康保険加入者以外の方) により変動することがあります。
- (2) 封筒は、3月の一斉発送及び例月発送、随時発行で使用します。
- (3) 申し込みの際は、上記の掲載料が最低申込額となります。

5 募集期間

令和8年9月1日(火)から令和8年10月30日(金)まで(必着)

6 掲載内容の制限

松戸市健康診査共通受診券送付用封筒広告掲載審査基準による。

7 申込方法

広告掲載申込書に広告掲載料を記載し、事業内容及び広告内容が分かる原稿案を添付のうえ、メールで提出してください。

8 決定方法

- (1) 市が申込者の広告内容を審査し、広告掲載基準に適合した者の中から広告掲載料が最も高い申込者を掲載者として決定します。なお、広告掲載料が最も高い申込者が複数あるときは、市が抽選の方法により掲載者を決定します。
- (2) 申込結果については、申込者全員に広告掲載申込結果通知書を送付します。

9 その他

- (1) 掲載者は、版下用原稿(データ)を作成し、指定期日までに提出してください。
- (2) 提出された広告内容及びデザインについては、修正をお願いする場合があります。
- (3) 版下作成及び印刷に要する経費は、市が負担します。
- (4) 広告掲載者決定後に広告掲載審査基準に適合しないことが判明したときは、広告掲載を取り消すことがあります。この場合、既に納付済の広告掲載料は返還しません。なお、封筒作成に要した費用について、賠償を求めることがあります。

(お問い合わせ・お申し込み先)

松戸市 健康医療部 健康推進課 健診担当室

所在地 〒271-0072 松戸市竹ヶ花74番地の3 中央保健福祉センター3階

電話 047-366-7487 FAX :047-363-9766

Eメール mckenkou@city.matsudo.chiba.jp